

千葉県テニス協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉県テニス協会（英文名：Chiba City Tennis Association、略称：CCTA）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県千葉市に置く。

(目的)

第3条 本会は、生涯スポーツとしてのテニスの普及振興を図り、技術及び体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 千葉県選手権等のテニス大会の主催
- (2) 初心者等を対象としたテニス講習会の主催
- (3) ジュニアの育成
- (4) 高齢者へのテニスの機会の提供
- (5) その他必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、千葉市内に活動の拠点を置くテニスクラブ等の団体とする。
所属するメンバーの過半数が千葉市在住または在勤者であることとする。
代表者は千葉市在住者とする。

(入会及び継続)

第6条 本会の会員になろうとする団体は、協会ホームページ上から申請し理事会の承認を経なければならない。

- 2 会員として継続を希望する団体は、期限までに協会ホームページ上から申請しなければならない。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において定めた会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、返還しないものとする。

(責務)

第8条 加盟を希望する会員は、協会の運営・活動等積極的に参加・協力する姿勢を示さなければならない。

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、協会ホームページ上から手続きしなければならない。

(除名)

第10条 会員が、本会の会則に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけたときは、総会の議決に基づき除名することができる。

第3章 役員等

(役員の数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

名誉会長 必要により1名

会長 1名

副会長 3名以内

理事長 1名

副理事長 6名以内

理事 25名以内(会長、副会長、理事長、副理事長を含む)

監事 2名

(役員を選任)

第12条 名誉会長は総会において推挙する。

2 理事及び監事は、総会において会員の構成員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事を選任することができる。

3 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

3 理事長は、本会の会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、本会の常務を執行する。

5 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

6 監事は、会計監査及び業務監査を行う。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第 15 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の委嘱期間は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 総 会

(種別)

第 16 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、会員の代表者、又はその代理人をもって構成する。

(機能)

第 18 条 総会は、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 19 条 通常総会は毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第 20 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議に付議する事項を示した書面により、開催日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数等)

第 22 条 会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決の委任等)

第 23 条 総会に出席できない会員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみ

なす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数、出席会員名及びその員数（表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された会員 2 人以上が、署名しなければならない。

第 5 章 理事会等

(理事会)

第 25 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から要請があったとき招集する。

- 2 会長は、監事に対し、次の目的により理事会に出席を求めることができる。
監事は、年度末の業務監査の簡素化を図る意味から、理事会に出席し業務の遂行状況を確認するとともに、意見を述べることができる。
- 3 理事会に出席した監事は会議における議決権は有しないものとする。

(理事会の審議議決事項)

第 26 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 本会の運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 第 22 条から第 24 条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(副理事長会)

第 27 条 副理事長会は会長、副会長、理事長、副理事長及び監事をもって構成し、理事会から委任された事項、その他本会の常務執行に関する事項を審議する。

- 2 名誉会長は、会長の要請により会議に出席し、千葉市におけるテニスに関連する情報を報告し、必要に応じ意見を述べることができる。

(議長)

第 28 条 理事会及び副理事長会の議長は、理事長がこれにあたる。

第6章 会 計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経 費)

第 30 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会 費
- (2) 事業による収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(予算及び決算)

第 31 条 予算は通常総会の議決を経て決める。

- 2 決算は監事の監査を経て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 3 次年度開始後通常総会の日までは、前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

第7章 帳簿及び書類

(備え付け帳簿及び書類)

第 32 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 会則に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (5) 事業計画及び予算に関する書類
- (6) 事業報告及び決算に関する書類
- (7) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第 33 条 この会則は、総会の議決を経て、変更することができる。

第9章 雑 則

(細則)

第 34 条 この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

付 則

実施期日 昭和 42 年 4 月 1 日

改正期日 昭和 56 年 4 月 1 日

〃 平成 1 年 4 月 1 日

〃 平成 8 年 4 月 1 日

〃 平成 13 年 4 月 1 日

〃 平成 23 年 4 月 1 日

〃 平成 27 年 4 月 12 日

〃 令和 3 年 6 月 26 日